

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画中間報告の概要

滋賀県の耐震化の現状と目標

■住宅の耐震化進捗状況

- ①耐震化率は、平成15年73.6%から20年77.8%と4.2%上昇
耐震化率全国第11位
- ②現状のペースで耐震化が進捗すると、平成27年度末の耐震化率は85.0%
- ③平成27年度末の耐震化目標90%とするためには、29,400戸の耐震改修が必要

■特定建築物の耐震化進捗状況

- ①耐震化率は、平成18年度73.9%から22年度82.6%と8.7%上昇
公立小中学校の耐震化率全国第10位、病院第1位、防災拠点となる公共施設等第9位
- ②現状のペースで耐震化が進捗すると、平成27年度末の耐震化率は、耐震化目標(90%)を達成できる見込み

【住宅】

現状 (平成20年)	平成27年度末 (推計)	目 標
77.8%	85.0%	90.0%
総数 491,300戸	総数 501,400戸	総数 501,400戸
耐震性あり 382,400戸	耐震性あり 426,400戸	耐震性あり 451,300戸
耐震性不十分 108,900戸	耐震性不十分 75,000戸	耐震性不十分 50,100戸

【特定建築物】

現状 (平成22年度末)	平成27年度末 (推計)	目 標
82.6%	93.5%	90.0%
総数 7,833棟	総数 8,224棟	達成の見込み
耐震性あり 6,467棟	耐震性あり 7,689棟	
耐震性不十分 1,366棟	耐震性不十分 535棟	

※1 耐震性不十分とは、昭和56年5月以前に着手された建築物で、耐震性の低いもの。

※2 特定建築物とは、学校、病院、庁舎、店舗、事務所等で一定の規模以上のものや、危険物、貯蔵施設や、倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物。

現在の耐震化を進める具体的な取組状況

●普及・啓発

- 広報媒体・マスメディアを活用した情報発信、自治会等への出前講座、各種防災関係イベントの参加
- 小学校での減災教育のための講師派遣
- 耐震診断員・耐震改修設計者・施工者の養成講習会の開催、新規登録の促進
- 市町による耐震改修促進計画、地震ハザードマップの策定

●支援策

- 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業(無料耐震診断)の推進
- 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の推進
- 主要道路沿い耐震改修割増事業の推進
- 高齢者世帯耐震改修割増事業の推進
- 住宅耐震改修ハース・モーゲージ融資活用事業の推進

今後の耐震化を進める具体的な施策

●普及啓発の推進

- 広報や、出前講座による情報提供を行うとともに、建築関係事業者や県民を対象として地震に対する関心を高めることを目的に耐震化セミナーなどを開催する。

●(仮称)既存建築物耐震推進検討会の設置

- 市町と連携して、施策の課題や、地域性および住民ニーズにあった効果的な耐震化事業の協議・検討を行う。

●地域における防災意識の促進

- 県および市町が連携し、昭和55年以前の住宅が集中する地域に、地震に対する備えを直接働きかけるなど、より積極的な普及活動をおこない、防災意識の高揚ならびに耐震改修の促進を図っていく。

●特定建築物耐震診断補助事業への働きかけ

- 全市町で特定建築物耐震診断補助が受けられるように、補助制度の整備を働きかけるとともに、所有者等に融資制度、税制優遇等の情報提供をおこなう。

『滋賀県既存建築物耐震改修促進計画』

中間報告

平成24年3月

はじめに

本報告書は、平成 19 年 3 月に作成した「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」(計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度)が 5 年を経過した為、計画の進捗状況を中間点検したものである。

点検にあたり、住宅の耐震化率の算定については、平成 20 年に実施された住宅・土地統計調査(平成 20 年総務省統計局)の公表が平成 22 年度となり、今回このデータを基に作成し、特定建築物の耐震化率の算定については、国および県所管部局・市町からの資料提供ならびに所有者等へのアンケート調査によるデータを基に推計した。

1. 住宅・特定建築物の耐震化の目標と現在の取組状況

(1) 現計画の概要および耐震化率の目標

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正(平成 17 年 11 月)に伴い、建築物の計画的な耐震化を図るため、都道府県の耐震改修促進計画の策定が義務付けられた。

県は、国が定めた基本方針に基づき、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」(平成 18 年)を策定し、県と市町が連携して、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することとした。

本計画において、住宅および特定建築物(学校、病院、百貨店、事務所などで一定規模以上の建築物)の耐震化率を、国の基本方針に合わせて、平成 27 年度末に 90%にする目標を定めている。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進に関する基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切である。「自らの命や財産は自ら守る」ということが大原則であり、住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要である。こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するため、県および市町等は、それぞれの役割を担い、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じてきた。さらに、県および市町等は、協働により耐震改修が促進されない要因となっている課題を解決していくことを基本的取り組み方針としてきた。

(3) 現在の取組状況

県の取組状況

○県民への市町と連携した普及啓発

広報媒体・マスメディアを活用した普及啓発および情報発信
自治会等への出前講座、各種防災関係イベントへの参加

- 各種建築関係団体との連携
 - 県民向け住宅セミナー、建築関連イベントへの参加
- 減災教育に関する支援
 - 小学校での減災教育のための講師派遣
- 中間検査、完了検査の徹底、耐震改修済み表示制度の創設
 - 建築基準法に基づく中間検査、完了検査率の向上
 - 耐震診断、耐震改修マーク表示制度の創設
- 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進
 - 耐震診断員・耐震改修設計者、施工者の養成講習会の開催、新規登録の促進
- 木造住宅耐震化促進にかかる助成
 - 平成 15 年度 木造住宅耐震診断員派遣事業費補助制度
 - 平成 16 年度 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業費補助制度
 - 平成 19 年度 県産材利用耐震改修モデル事業
 - 平成 20 年度 主要道路沿い耐震改修割増事業
 - 高齢者世帯耐震改修割増事業
 - 住宅耐震改修リバース・モーゲージ融資活用事業費補助制度

市町の取組状況

- 耐震改修促進計画策定
 - 県内全市町において、「耐震改修促進計画」を策定済み
- 地震ハザードマップの作成・公表
 - 県内全市町において策定・公表済み
- 木造住宅耐震化促進にかかる補助事業の実施
 - 県内全市町において耐震診断・耐震改修補助事業補助制度制定済み

■市町別耐震診断・耐震改修に関する補助制度の実施状況（平成 23 年 4 月現在）

番号	市町名	市町耐震改修 促進計画の策定	耐震診断に係る補助制度			耐震改修に係る補助制度		
			戸建住宅	マンション	非住宅建築物	戸建住宅	マンション	非住宅建築物
1	大津市	○	○	○	○	○		
2	彦根市	○	○	○	○	○		
3	草津市	○	○	○	○	○		
4	近江八幡市	○	○	○	○	○		
5	守山市	○	○	○	○	○		
6	長浜市	○	○			○		
7	東近江市	○	○	○	○	○		
8	栗東市	○	○	○	○	○		
9	野洲市	○	○			○		
10	湖南市	○	○			○		
11	甲賀市	○	○	○	○	○		
12	高島市	○	○			○		
13	米原市	○	○		○	○		○
14	日野町	○	○	○	○	○		
15	竜王町	○	○			○		
16	愛荘町	○	○			○		
17	豊郷町	○	○			○		
18	甲良町	○	○		○	○		
19	多賀町	○	○			○		
	実施市町数	19	19	9	11	19	0	1

2. 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状と目標

滋賀県の住宅の耐震化率は、平成 15 年 73.6%から平成 20 年 77.8%と 4.2%上昇した。

平成 20 年住宅耐震化率 77.8%＝耐震性あり (382,400 戸) ÷ 住宅総数 (491,300 戸)

全国平均は平成 15 年 75%から平成 20 年 79%に+4%になっており、全国平均の進捗率とほぼ同じ状況であるが、耐震化率は、全国平均より下回っている。

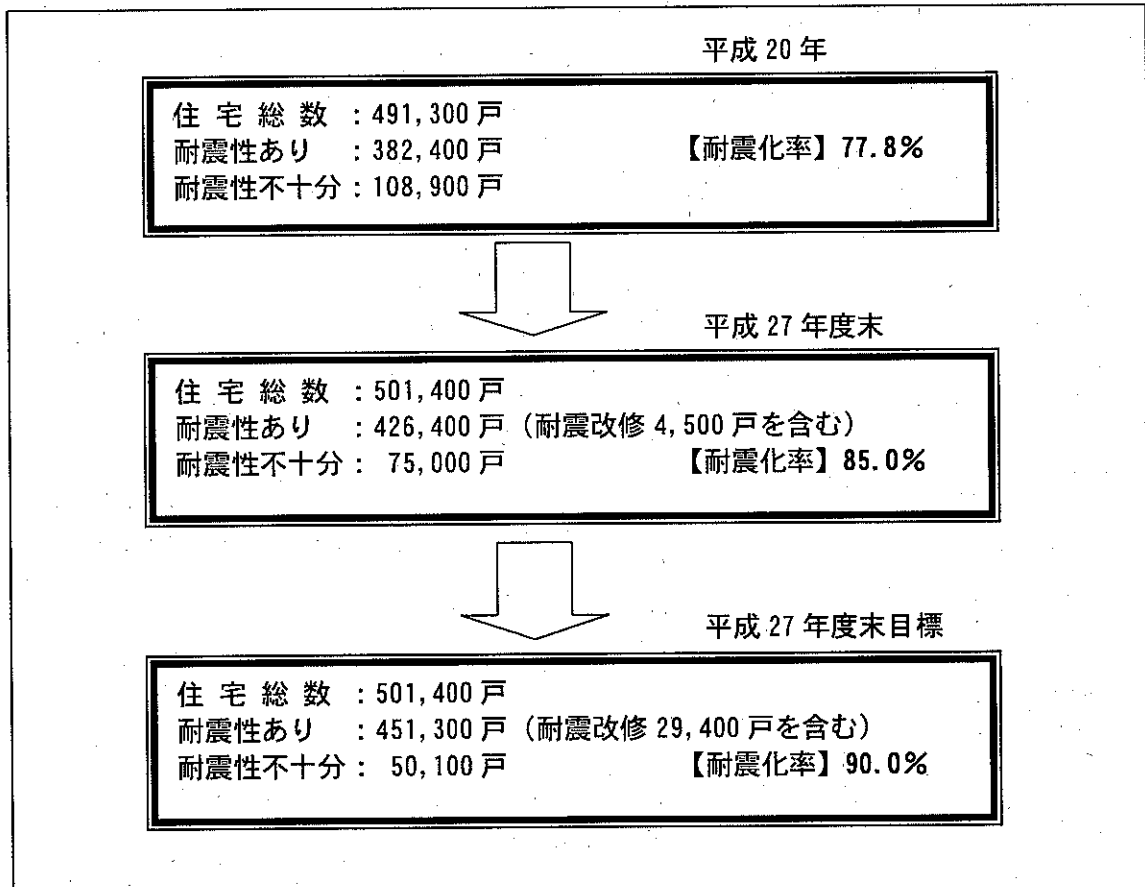
国土交通省調べでは、滋賀県の耐震化率は全国第 11 位である。

	平成 15 年	平成 20 年	
住宅耐震化率 (滋賀県)	73.6%	77.8%	4.2%アップ
住宅耐震化率 (全国平均)	75%	79%	4%アップ

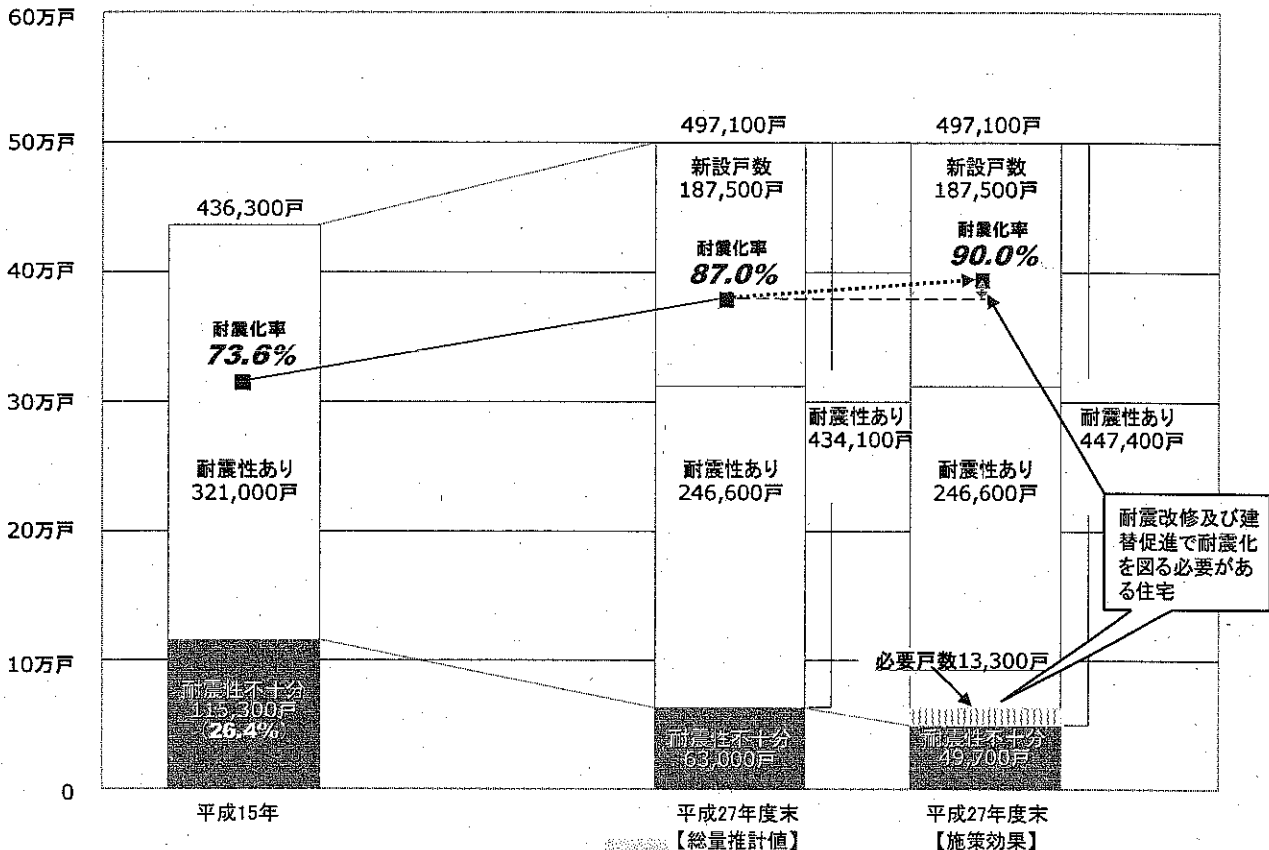
※耐震化率：平成 20 年の住宅・土地統計調査 (平成 20 年 10 月 1 日現在) により、
国が示す耐震化率算定手法により算出

現状のペースで耐震化が進捗すると、県内の住宅総数は、平成 20 年から平成 27 年度末までに 491,300 戸から 501,400 戸に増加すると考えられることから、平成 27 年度末の耐震化率は 85.0%に達すると想定される。

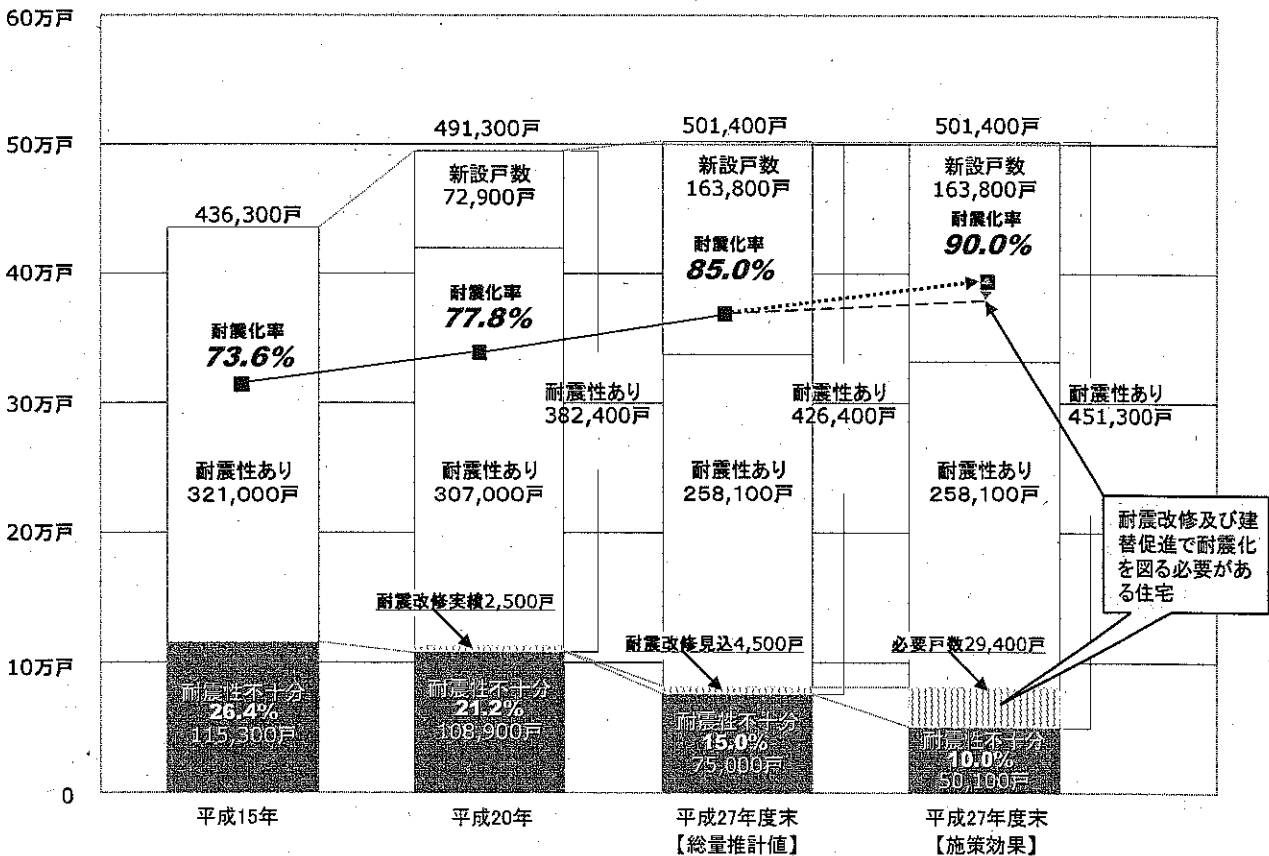
平成 27 年度末の耐震化率を目標値の 90%とするためには、29,400 戸の耐震改修が必要となる。



■平成 18 年度現行計画



■平成 23 年度中間点検



(2) 耐震化の検証

国の平成 20 年住宅・土地統計調査報告によると、地震に対する備えとして自主的な耐震改修をおこなった住宅は、平成 15 年から平成 20 年まで 2,500 戸あるが、平成 27 年の耐震化率は、85%にとどまると推計され、目標の 90%には達しないことが想定される。

その原因および今後の進捗については、以下のようなことが考えられる。

①耐震改修が進んでいかない

当初の計画において、昭和 55 年以前に建築された住宅の耐震改修戸数が、平成 27 年末に 13,300 戸と想定していたが、今回の中間点検の結果 7,000 戸になると推計され耐震改修が進まないことが推察される。

②建て替え更新が進んでいかない

当初の計画において、昭和 55 年以前に建築された住宅で耐震性が十分でない住宅が、平成 27 年度末に 63,000 戸と想定していたものが、今回の中間点検の結果滅失が進んでいないことから 75,000 戸になると推計され建て替えによる更新が進まないことが推察される。

③新設戸数が伸びていかない

新設戸数は、当初想定していた新設着工戸数の伸びが、平成 20 年のリーマン・ショック以降の景気の減退等により、減少しており、平成 27 年度末に 187,500 戸と想定していたものが、163,800 戸にとどまると推計される。

その要因のひとつに、核家族化によって住宅ストックの総量が増加する一方で、高度経済成長期に大量に建築された住宅は、高齢化による老人世帯の増加によりその多くが残存し、建て替え更新や耐震改修が進んでいかないことが推測される。

(3) 施策の点検評価

国の平成 20 年住宅・土地統計調査報告によると、耐震改修をおこなった住宅は、平成 15 年から平成 20 年まで 2,500 戸あることが報告されており、地震に対する備えとして、自主的な耐震改修が年間 500 戸程度実施されている。

県でも、平成 16 年より市町の木造住宅耐震・バリアフリー改修補助事業に支援をおこなっており、7 年間で 115 戸の耐震改修補助実績がある。

この件数は、耐震改修件数全体の数%であるものの、無料耐震診断にて、耐震性が十分でないと判定された住宅所有者にアンケート調査したところ、約 2 割の方が所有する住宅の安全性を認識し、何らかの安全対策をおこなっており、県および市町の耐震に関する啓発・情報提供等が改修の必要性についての認識を押し上げていると考えられ、自助による取り組みを促していることが考えられる。

また、耐震改修の判断材料になる無料耐震診断については、地震対策に関心の高い方は、早くから耐震診断を受けており、補助制度創設時より高水準にて診断申込があったが、最近の傾向としては、耐震診断も低迷してきている。

昭和 55 年以前の耐震性が十分でない既存住宅のストックが減らないことから、当初想定していた平成 27 年度の耐震性が十分でない住宅が 63,000 戸から 75,000 戸残存することが見込まれ、既存ストックが多くある中、さらに耐震化の促進を図るため効率的・効果的な施策展開は引き続き重要な課題であり、地震防災プログラムの施策指標を目標とし、実施率の向上を目指す必要がある。

(4) 今後の方針

住宅については、引き続き地震防災プログラムに基づき施策を推進していくこととし、目標とする耐震化率の達成に向け、さらに次のことについて取り組むこととする。

耐震改修を促進していくためには、無料耐震診断事業の継続により一定成果が見込めるため、まだ耐震診断を受けられていない昭和 55 年以前の住宅の所有者の方に対し、啓発により、耐震診断の受診を促し、住宅の安全性について正しく認識してもらう必要がある。

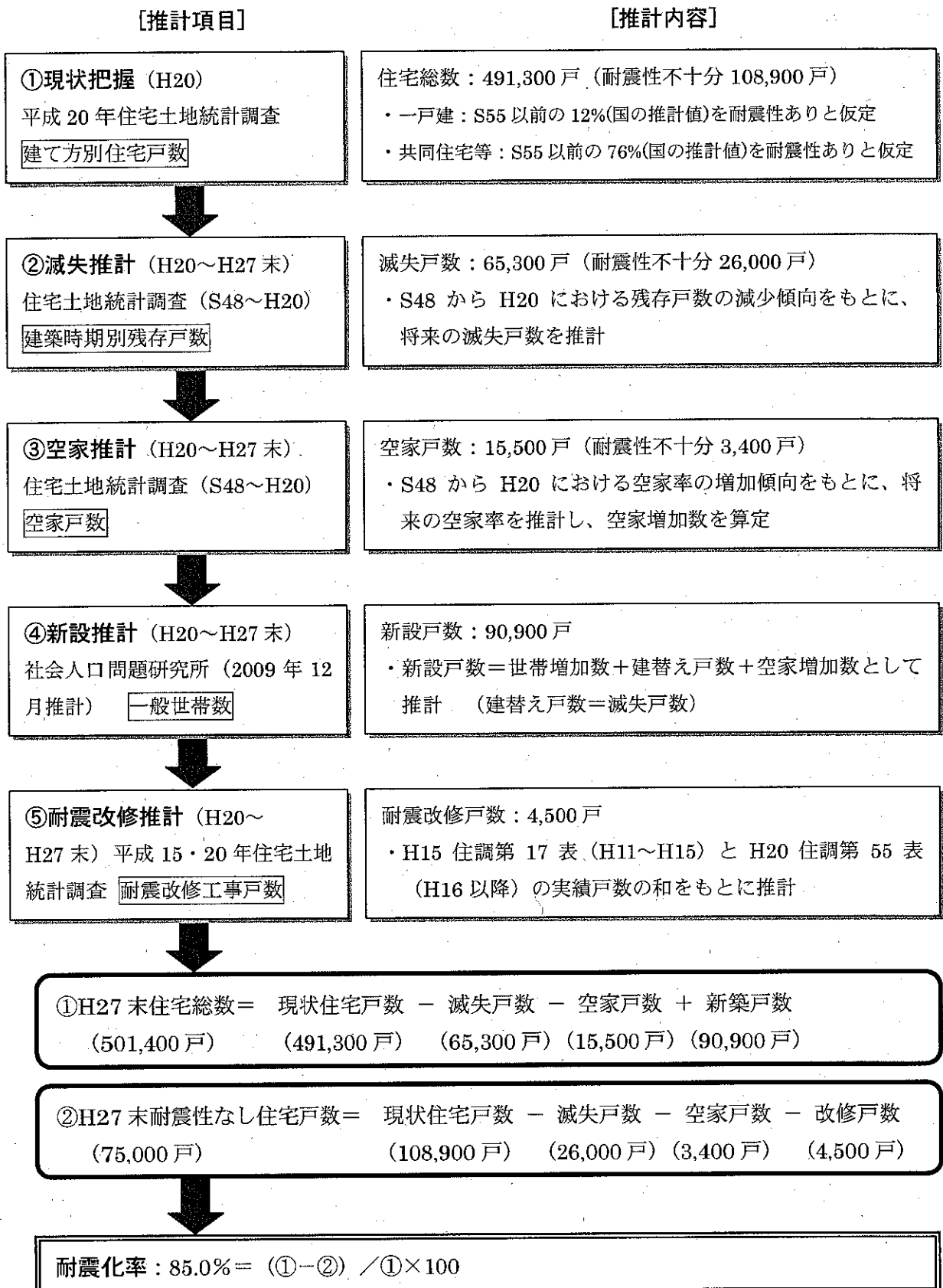
耐震改修事業支援については、補助制度創設時から制度普及のため割増事業等を追加してきたが、十分活用されていない。そのため、市町と連携して、(仮称)既存建築物耐震推進検討会を設置し、市町の耐震改修促進計画に沿って実施される施策の課題について、地域性や住民のニーズにあった効果的な耐震化事業の協議・検討を行う。

また、地震に対し「正しく恐れる」など、地震に対する理解を深めるよう、耐震化に向けた普及啓発は、広報や、出前講座による情報提供を行うとともに、建築関係事業者や県民を対象として地震に対する関心を高めることを目的に耐震化セミナーなどを開催する。

さらに、県および市町が連携し、昭和 55 年以前の住宅の集中する地域に、地震に対する備えを直接働きかけるなど、より積極的な普及啓発活動をおこない、防災意識の高揚ならびに耐震改修の促進を図っていく。

3. 住宅の耐震化率推計手順

住宅の耐震化率の推計は以下の手順で実施した。



4. 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 特定建築物の耐震化の現状と目標

滋賀県の特定建築物の耐震化率は、平成 18 年度 73.9%から平成 22 年度 82.6%と 8.7%上昇した。

平成 22 年度特定建築物耐震化率 $82.6\% = \text{耐震性あり (6,467 棟)} \div \text{総数 (7,833 棟)}$
全国平均は平成 15 年 75%から平成 20 年 80%に+5%になっている。

国土交通省調べでは、滋賀県の公立小中学校の耐震化率は全国第 10 位、病院は全国第 1 位、防災拠点となる公共施設等は全国第 9 位である。

	平成 18 年度	平成 22 年度	
特定建築物耐震化率(滋賀県)	73.9%	82.6%	8.7%アップ
特定建築物耐震化率(全国平均)	75%	80%	5%アップ

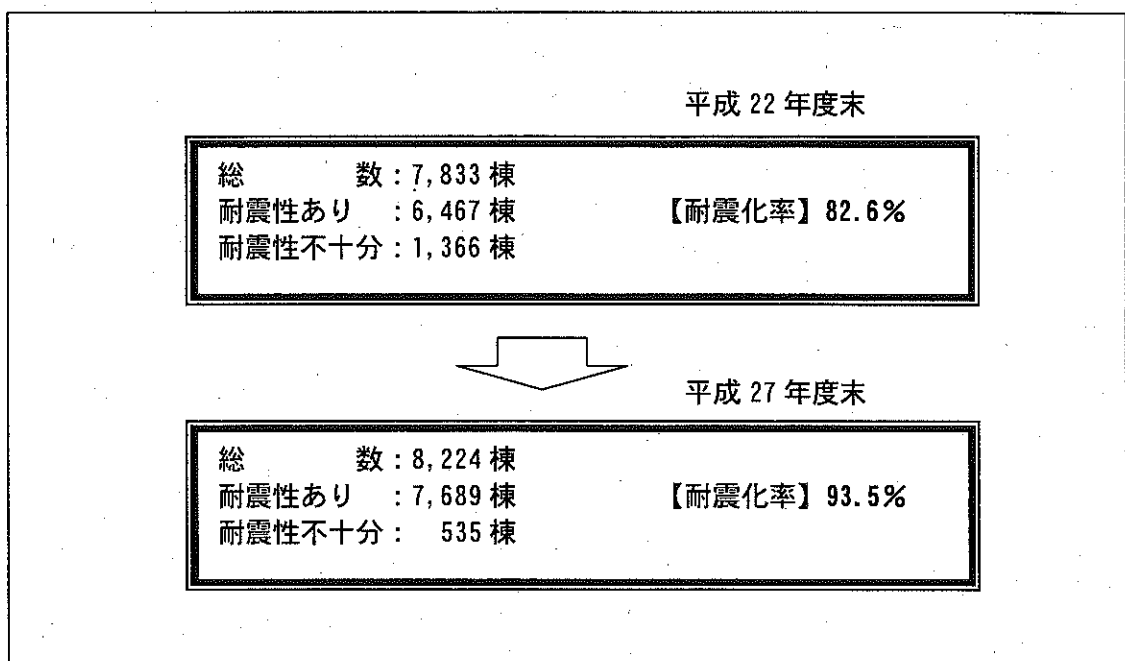
※ 滋賀県の特定建築物の耐震化率の算定

- ・ 民間特定建築物の場合、平成 18 年度に作成した特定建築物台帳、消防査察データ、主要道路沿い建築を基にアンケート調査により算出
- ・ 公共特定建築物については、国および県所管部局・市町から提供を受けた建築物のデータより算出

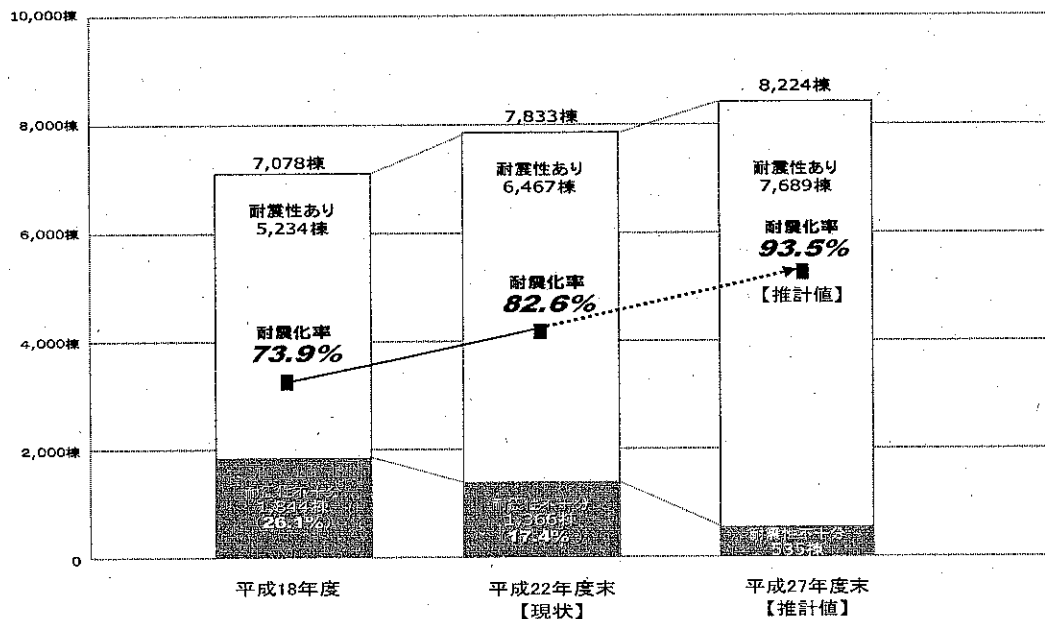
※ 全国平均の耐震化率は、国土交通省の公表資料

現状の進捗率で推移すると、県内の特定建築物総数は、平成 22 年度末から平成 27 年度末までに 7,833 棟から 8,224 棟に増加すると考えられ、平成 27 年度末の耐震化率は 93.5%に達すると想定される。

平成 27 年度末の耐震化率は、目標値の 90%を達成すると推定される。



■平成 22 年度末中間点検



(2) 耐震化の検証・施策の点検評価

多数の者が利用する特定建築物の公共施設については、県営住宅は目標を達成しているが、公共施設全体では、耐震化の改修が当初の目標より遅れている。

また、民間建築物においては、おおむね目標を達成する見込みであるが、多数の利用者等の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物については目標を下回ると予測される。

県でも、平成 12 年より市町の既存民間建築物耐震診断促進事業に支援を行っているが、今回の民間建築物のアンケート調査で、耐震診断していないと回答された内、約 60% は既存民間建築物の耐震診断補助事業をおこなっている市町の補助制度を知らないと回答しており、制度が十分認知されていないことが考えられる。

耐震改修については、今回の調査結果で、耐震改修していないが資金の都合がつけば改修したいとする回答が約 60% と、耐震化への必要性についての認識は高いことがうかがえる。

(3) 特定建築物の今後の方針

県有施設については、地震防災プログラムにより推進するとともに、市町施設については、市町の既存建築物耐震促進計画に基づき着実な実施を促す。

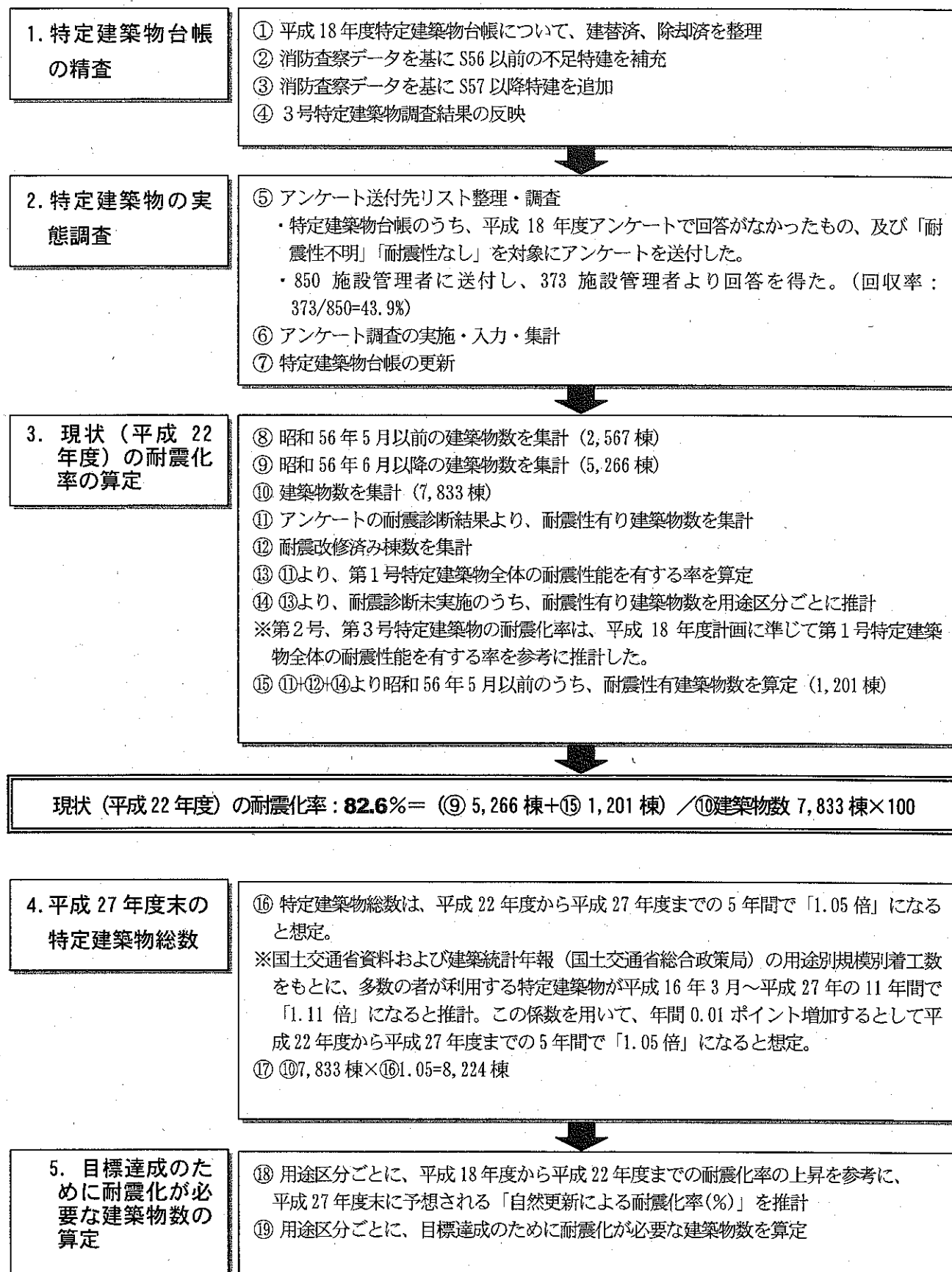
耐震診断については、民間建築物の着実な耐震化への取り組みが図れるよう、全市町で耐震診断補助が受けられるように、補助制度の整備を働きかけるとともに、特定建築物の所有者等に、融資制度、税制優遇等の情報提供をおこない耐震化の推進を図る。

さらに、民間特定建築物耐震診断・耐震改修マーク表示制度の活用を進めるため、交付認定団体と連携して、制度の普及啓発を図る。

また、市町と連携して、(仮称) 既存建築物耐震推進検討会を設置し、市町の耐震改修促進計画に沿って実施される施策の課題について協議するとともに、耐震化推進に向けた検討を行う。

5. 特定建築物の耐震化率推計手順

特定建築物の耐震化率の推計は以下の手順で実施した。



特定建築物		現 状 (平成22年度)						平成27年度末				
法	用途	昭和56年 5月以前 の建築物	昭和56年 6月以降 の建築物	建築物数	①のうち、耐震 性有 建築物数	耐震性有 建築物数	平成22年 度の耐震 化率	建築物数 ※	5年間の耐 震化率上 昇ポイント数	自然更新 による耐 震化率	耐震化率 の目標値	
		①	②	③ (①+②)	④	⑤ (②+④)	(%) (⑤/③)	【推計】	【推計】	(%) 【推計】	(%)	
法第6条第1号	災害時に重要な機能を果たす建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	938	1,056	1,994	561	1,617	81.1	2,093	10.4	91.5	97.6
		公共	869	778	1,647	525	1,303	79.1	1,729	8.5	87.6	100.0
		民間	69	278	347	36	314	90.5	364	19.4	100.0	90.0
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	300	522	822	117	639	77.7	863	19.9	97.6	82.0
		公共	47	73	120	21	94	78.3	126	14.0	92.3	95.0
		民間	253	449	702	96	545	77.6	737	20.6	98.2	80.0
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)寄宿舍、下宿、事務所、工場等	610	2,285	2,895	240	2,525	87.2	3,040	9.4	96.6	90.2
		公共	38	64	102	18	82	80.4	107	8.9	89.3	95.0
		民間	572	2,221	2,793	222	2,443	87.5	2,933	9.3	96.8	90.0
	公営住宅	県営住宅、市町営住宅	97	130	227	85	215	94.7	239	0.2	94.9	96.6
		県営	35	39	74	35	74	100.0	78	0.0	100.0	100.0
		市町営	62	91	153	50	141	92.2	161	0.3	92.5	95.0
小 計		1,945	3,993	5,938	1,003	4,996	84.1	6,235	9.5	93.6	91.6	
	公共	1,051	1,045	2,096	649	1,694	80.8	2,201	7.1	87.9	98.0	
	民間	894	2,948	3,842	354	3,302	85.9	4,034	10.9	96.8	88.8	
同2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	435	930	1,365	140	1,070	78.4	1,433	16.9	95.3	85.0	
	公共	4	12	16	0.0	12	75.0	17	6.3	81.3	-	
	民間	431	918	1,349	140	1,058	78.4	1,416	16.6	95.0	85.0	
同3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	187	343	530	58	401	75.7	556	6.1	81.8	85.5	
	公共	0	5	5	-	5	100.0	5	20.9	100.0	100.0	
	民間	187	338	525	58	396	75.4	551	6.4	81.8	85.0	
合 計		2,567	5,266	7,833	1,201	6,467	82.6	8,224	10.9	93.5	90.0	
	公共	1,055	1,062	2,117	649	1,711	80.8	2,223	7.4	88.2	98.0	
	民間	1,512	4,204	5,716	552	4,756	83.2	6,001	12.1	95.3	87.6	

住宅・建築物の耐震化率の現状(都道府県別)

(住宅の耐震化率は、都道府県からの報告をもとに作成、一部国土交通省にて推計)

	住宅			小中学校 (公立)	病院	防災拠点となる 公共施設等
	現状の耐震化率 (平成20年) ^{※1}	目標としている 耐震化率 ^{※3}	耐震改修補助を受け られる市区町村の割合 (H22.4.1現在)	〔文部科学省調べ〕 H22.4.1現在	〔厚生労働省調べ〕 H21調査	(地方公共団体所有等) 消防庁調べ H22.3.31現在
北海道	81% ^{※2}	90%	20%	60.6%	60.7%	60.2%
青森県	71% ^{※2}	90%	0%	68.6%	65.3%	62.3%
岩手県	67%	80%	100%	73.1%	44.9%	69.4%
宮城県	77%	90%	91%	93.5%	66.9%	86.5%
秋田県	66%	80%	20%	70.6%	61.5%	60.1%
山形県	74%	90%	26%	61.7%	67.1%	65.3%
福島県	76%	90%	10%	62.2%	43.5%	60.2%
茨城県	75% ^{※2}	90%	9%	55.7%	52.6%	57.7%
栃木県	76% ^{※2}	90%	96%	64.3%	62.5%	59.7%
群馬県	72%	85%	17%	69.4%	63.7%	67.7%
埼玉県	74%	90%	100%	69.1%	57.2%	70.3%
千葉県	82%	90%	33%	65.4%	56.8%	66.0%
東京都	87% ^{※2}	90%	73%	88.4%	53.9%	87.6%
神奈川県	85% ^{※2}	90%	82%	96.1%	69.2%	89.8%
新潟県	70% ^{※2}	87%	73%	69.5%	60.3%	67.5%
富山県	68% ^{※2}	85%	100%	66.8%	67.0%	66.6%
石川県	72% ^{※2}	90%	100%	68.3%	59.8%	68.7%
福井県	68% ^{※2}	90%	76%	71.5%	59.7%	68.8%
山梨県	74% ^{※2}	90%	100%	89.3%	66.7%	82.2%
長野県	71% ^{※2}	90%	92%	82.5%	50.7%	73.5%
岐阜県	71% ^{※2}	90%	100%	77.3%	50.5%	75.4%
静岡県	79%	90%	100%	94.3%	74.7%	86.5%
愛知県	82%	90%	98%	91.9%	55.0%	87.8%
三重県	78%	90%	100%	92.1%	56.5%	87.5%
滋賀県	78% ^{※2}	90%	100%	81.1%	75.0%	75.4%
京都府	78%	90%	88%	79.4%	40.1%	74.2%
大阪府	83% ^{※2}	90%	79%	67.0%	55.0%	69.9%
兵庫県	82%	97%	100%	73.9%	53.4%	71.6%
奈良県	76% ^{※2}	90%	59%	63.6%	65.3%	64.0%
和歌山県	70% ^{※2}	85%	100%	73.7%	46.7%	71.4%
鳥取県	70%	86%	63%	65.7%	56.5%	65.6%
島根県	65%	90%	14%	65.6%	59.6%	64.7%
岡山県	70%	90%	52%	62.2%	36.9%	62.4%
広島県	74%	90%	26%	53.3%	55.7%	56.2%
山口県	70%	90%	100%	53.0%	51.0%	52.7%
徳島県	72% ^{※2}	— ^{※4}	100%	64.9%	50.8%	62.4%
香川県	72% ^{※2}	90%	6%	71.8%	47.9%	69.5%
愛媛県	71%	80%	5%	61.9%	45.2%	60.2%
高知県	70%	90%	94%	61.3%	46.0%	62.7%
福岡県	79%	90%	3%	67.1%	52.6%	69.5%
佐賀県	70% ^{※2}	90%	100%	71.1%	55.5%	67.6%
長崎県	71% ^{※2}	90%	52%	58.9%	52.2%	61.0%
熊本県	72% ^{※2}	90%	2%	66.3%	46.3%	66.0%
大分県	70%	90%	100%	67.9%	67.7%	68.3%
宮崎県	72%	90%	8%	81.5%	62.8%	73.6%
鹿児島県	71%	90%	7%	76.9%	55.8%	66.2%
沖縄県	82%	90%	0%	73.9%	69.7%	75.7%
全国	79%	90%	56%	73.3%	56.2%	70.9%

※1 現状の耐震化率の年次は平成20年(一部平成20年度末)。

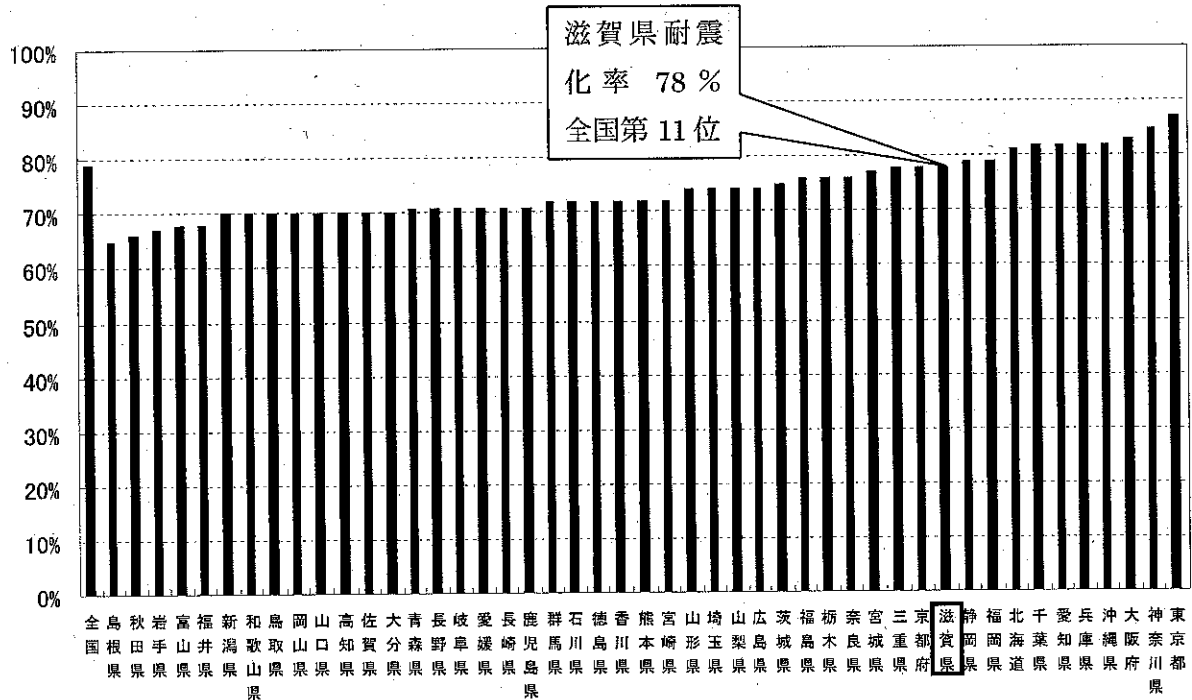
※2 平成20年住宅・土地統計調査をもとに国土交通省にて推計。

※3 目標としている耐震化率の達成目標年次は平成27年度(一部平成27年)。また、耐震化率に関し、「〇%以上」という表現も「〇%」に統一している

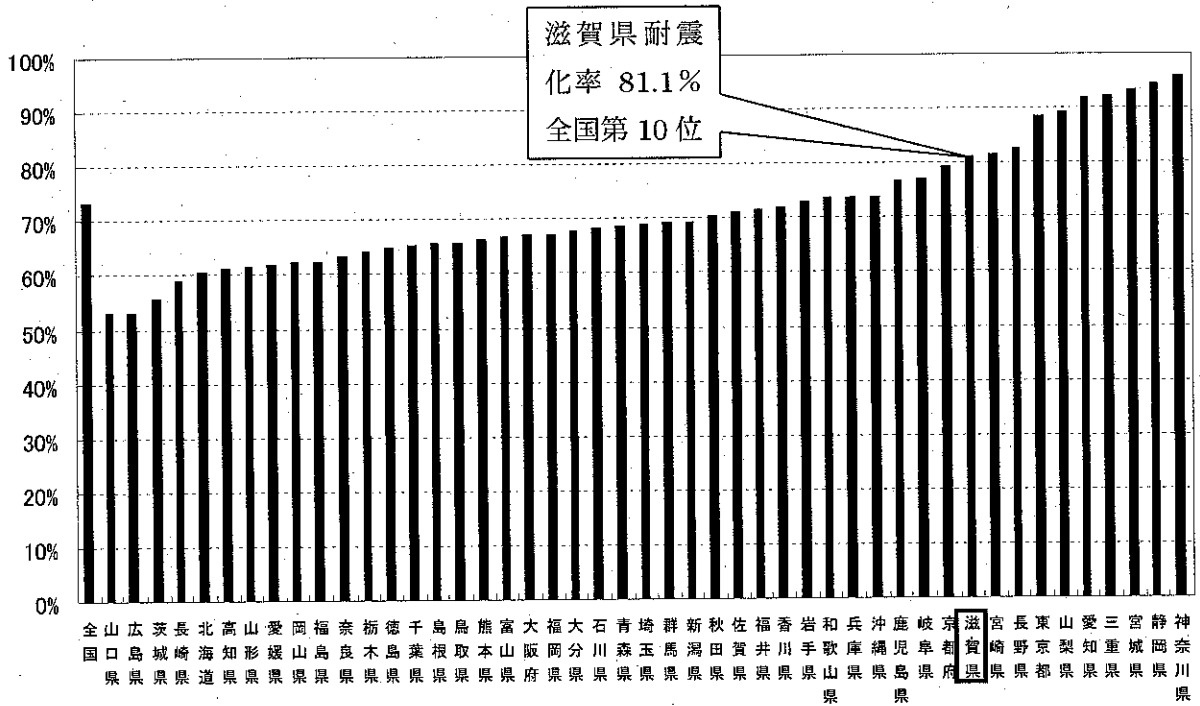
※4 徳島県耐震改修促進計画では、「倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指します」と記載。

出典:「耐震化の進捗について」平成23年1月21日 国土交通省

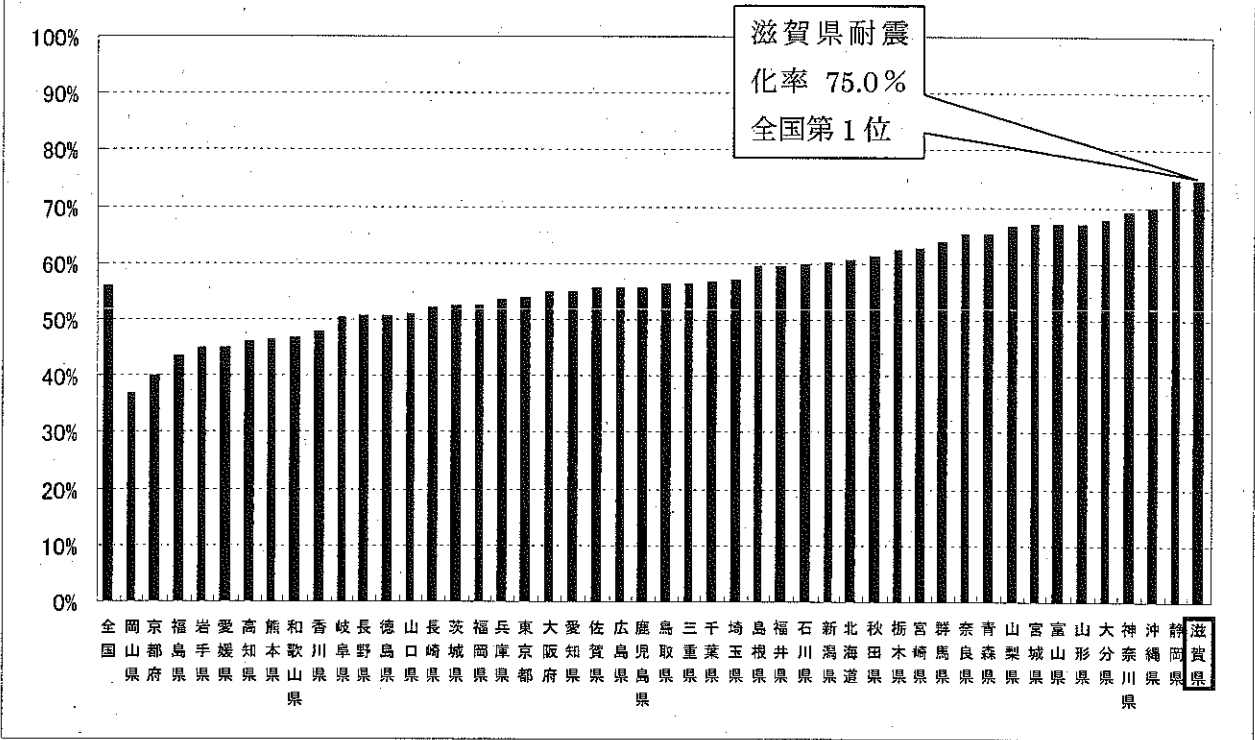
住宅の耐震化の状況



公立小中学校の耐震化の状況



病院の耐震化の状況



防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況

